

事 務 連 絡

平成21年4月24日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

職業病認定対策室長補佐

石綿による疾病に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の
請求に至る契機の把握について（報告様式の変更）

標記については、平成20年4月18日付け及び平成21年1月30日付け事務連絡により毎月報告いただいているところであるが、今後、平成20年12月1日施行の改正救済石綿法により新たに支給対象となった事案の「請求に至る契機」についても把握する必要があることから、報告様式を別添のとおり改める。

ついては、本事務連絡到達以降の請求に至る契機の把握に当たっては、別添1様式により実施することとし、平成21年5月報告分（平成21年4月に契機を把握したものの集計）より、別添2及び別添3様式により報告されたい。

また、すでに報告済みの平成21年1月～4月報告分（平成20年12月～平成21年3月に契機を把握したもの）について、集計表の「特別遺族給付金」に計上にした数のうち、平成20年12月1日施行の改正救済石綿法により新たに支給対象となった事案（平成13年3月27日以降被災者が死亡した特別遺族給付金請求事案）がある場合、その数を（ ）内に記載するとともに、その処理状況について、別添3により、平成21年4月末までに再度報告されたい。

なお、本事務連絡の改正に伴い、平成20年4月7日付け事務連絡「「石綿ばく露による労災認定等事業場一覧表」の公表後の石綿による疾病に係る労災認定給付及び特別遺族給付金の請求状況について」は廃止する。

アンケート聴取書 (局 署)

請 求 の 種 類	
請求書受付年月日	平成 年 月 日
死 亡 年 月 日	① 昭和 ② 平成 年 月 日
聴 取 年 月 日	平成 年 月 日
請求人の年令・性別	年令 : 請求時 歳 性別 : ① 男 ② 女
労働者との続柄	① 本人 ② 遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)
請 求 の 契 機	① 労災認定等事業場一覧表公表 (マスコミ報道を含む) ② ①以外の新聞・テレビ等の石綿についてのマスコミ報道 ③ 医療機関への受診・健康診断等の結果 (医師等からの請求勧奨を含む) ④ 厚生労働省の新聞広告・駅貼りポスター・ホームページ等 ⑤ 行政機関への相談 ⑥ 民間団体等への相談 ⑦ 事業場からの勧奨・事業場への相談 ⑧ 労働基準監督署 (厚生労働省) からの勧奨 ⑨ 環境省及び (独) 環境再生保全機構による周知事業 (保健所からの通知) ⑩ その他 (内容) ⑪ 契機を把握できなかったもの
請 求 の 理 由 (特別遺族給付金のみ)	① アスベストが原因で中皮腫・肺がんになるとは、その当時知らなかった。 ② 仕事でアスベストにばく露したことがあることをその当時知らなかった。 ③ アスベストによる中皮腫・肺がんが死亡したことは知っていたが、その場合、労災保険給付されることがあることをその当時知らなかった。 ④ 被災労働者の詳しい死亡原因をその当時知らなかった。 ⑤ その他 ()
そ の 他 申 立 事 項	

(記載に当たって)

注1) 「請求の種類」、「受付年月日」、「請求人の年令・性別」及び「労働者との続柄」については、請求書から転記すること。

注2) 該当する番号又は事項を○で囲むこと。

注3) 死亡年月日が平成13年3月27日以降の特別遺族給付金請求事案については、別添2集計表の () 内に内数を計上すること。

注4) その他の (内容) は、簡潔に記載すること。

注5) 「請求の契機」について、請求人が複数の回答を行った場合は、最も大きな契機となったものを一つ確認し、当該番号を○で囲むこと。

注6) 「請求の理由」については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が改正され、特別遺族給付金の支給対象となる範囲が拡大されたことを踏まえ、被災労働者の死亡後5年を経過してから遺族補償給付の請求をした理由、又は今般初めて特別遺族給付金の請求を行った理由について、請求書の受付時の期間等を捉えて、任意に聴取した上で該当する番号に○を付すこと。

注7) 「その他申立事項」は請求に至った契機について、特に、請求人から申立がある場合に、簡潔に記載すること。

局名		署名	
----	--	----	--

請 求 件 数 集 計 表 (平成 年 月分)

(単位: 件)

請 求 の 端 緒	労 災 保 険 給 付	特 別 遺 族 給 付 金	計
① 労災認定等事業場一覧表公表 (マスコミ報道を含む)		()	
② ①以外の新聞・テレビ等のマスコミ報道		()	
③ 医療機関への受診・健康診断等の結果(医師等からの請求勧奨を含む)		()	
④ 厚生労働省の新聞広告・駅貼りポスター・ホームページ等		()	
⑤ 行政機関への相談		()	
⑥ 民間団体への相談		()	
⑦ 事業場からの勧奨・事業場への相談		()	
⑧ 労働基準監督署(厚生労働省)からの勧奨		()	
⑨ 環境省及び(独)環境再生保全機構による周知事業(保健所からの通知)		()	
⑩ その他		()	
⑪ 契機を把握できなかったもの		()	
合 計 (合計欄は当月に請求があった全ての件数を記入すること)		()	

注) 特別遺族給付金の()には、被災者が平成13年3月27日以降に死亡した事案の数を内数で計上すること。

その他の内訳

内 訳	労災 保険	特別 遺族	計	内 訳	労災 保険	特別 遺族	計
①		()		②		()	
③		()		④		()	
⑤		()		⑥		()	

注) 特別遺族給付金の()には、被災者が平成13年3月27日以降に死亡した事案の数を内数で計上すること。

請 求 の 理 由 (特別遺族給付金のみ)	特 別 遺 族 給 付 金
① アスベストが原因で中皮腫・肺がんになるとは、その当時知らなかった。	()
② 仕事でアスベストにばく露したことがあることをその当時知らなかった。	()
③ アスベストによる中皮腫・肺がんが死亡したことは知っていたが、その場合、労災保険給付されることがあることをその当時知らなかった。	()
④ 被災労働者の詳しい死亡原因をその当時知らなかった。	()
⑤ その他	()
合 計	()

注) ()には、被災者が平成13年3月27日以降に死亡した事案の数を内数で計上すること。

別添 3

局名

署名

決 定 件 数 集 計 表 (平成 年 月分)

(単位: 件)

決 定 件 数	労 災 保 険 給 付	特 別 遺 族	
		決 定 件 数	不支給の理由
	決定件数	()	①特別遺族給付の対象疾病ではなかった
	うち支給決定件数	()	
① 労災認定等事業場一覧表公表 (マスコミ報道を含む)		()	_____ 件
		()	
② ①以外の新聞・テレビ等のマスコミ報道		()	②石綿ばく露作業の従事期間等の認定要件に該当しなかった
		()	
③ 医療機関への受診・健康診断等の結果 (医師等からの請求勧奨を含む)		()	_____ 件
		()	
④ 厚生労働省の新聞広告・駅貼りポスター・ホームページ等		()	③その他
		()	
⑤ 行政機関への相談		()	_____ 件
		()	
⑥ 民間団体への相談		()	_____ 件
		()	
⑦ 事業場からの勧奨・事業場への相談		()	
		()	
⑧ 労働基準監督署 (厚生労働省) からの勧奨		()	
		()	
⑨ 環境省及び(独)環境再生保全機構による周知事業 (保健所からの通知)		()	
		()	
⑩ その他		()	
		()	
⑪ 契機を把握できなかったもの		()	
		()	
合 計		()	
(合計欄は当月に決定があった全ての件数を記入すること)		()	

注) 特別遺族給付金の () には、被災者が平成13年3月27日以降に死亡した事案の数を内数で計上すること。

注) 「不支給の理由」については、特別遺族給付金の不支給決定を行った事案のうち主な理由に○をつけること。

その他の内訳

内 訳	労災保険	特別遺族	内 訳	労災保険	特別遺族
①		()	②		()
		()			()
③		()	④		()
		()			()
⑤		()	⑥		()
		()			()

注) 特別遺族給付金の () には、被災者が平成13年3月27日以降に死亡した事案の数を内数で計上すること。

請 求 の 理 由 (特別遺族給付金のみ)	特 別 遺 族 給 付 金
① アスベストが原因で中皮腫・肺がんになるとは、その当時知らなかった。	()
	()
② 仕事でアスベストにばく露したことがあることをその当時知らなかった。	()
	()
③ アスベストによる中皮種・肺がんで死亡したことは知っていたが、その場合、労災保険給付されることがあることをその当時知らなかった。	()
	()
④ 被災労働者の詳しい死亡原因をその当時知らなかった。	()
	()
⑤ その他	()
	()
合 計	()
	()

注) () には、被災者が平成13年3月27日以降に死亡した事案の数を内数で計上すること。